

第6回（令和3年）野洲市農業委員会  
総会議事録

令和3年6月11日開催

## 令和3年第6回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年6月11日、午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第6回野洲市農業委員会総会を開催する。

### 1. 出席委員 下記のとおり

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 清水 稔   |
| 4番  | 辻川 清太郎 |
| 5番  | 島村 平治  |
| 6番  | 北脇 広美  |
| 7番  | 苗村 善明  |
| 8番  | 辻 清子   |
| 9番  | 東郷 恵子  |
| 10番 | 石塚 健一  |
| 11番 | 森 恒仁   |
| 12番 | 有馬 和夫  |
| 13番 | 安田 健一  |
| 14番 | 市木 和雄  |
| 15番 | 飯田 百合子 |
| 16番 | 白井 嘉嗣  |
| 17番 | 前田美幸枝  |
| 18番 | 杉江 保彦  |
| 22番 | 藤岡いづみ  |
| 23番 | 田中 靖志  |
| 25番 | 井狩 憲一  |
| 26番 | 武浪 勘治  |

### 欠 席

- |     |       |
|-----|-------|
| 2番  | 小森 貴夫 |
| 3番  | 坂口 茂  |
| 19番 | 岩井 正男 |
| 20番 | 吉川 久和 |
| 21番 | 青木 徹  |
| 24番 | 小森 正人 |

### 会議に参与したる職員

農業委員会事務局長

主 幹

西村 拓巳

竹中 宏

農林水産課 主任 保智 翔太

議長 ただいまの出席委員は20名であります。

なお、2番 小森 貴夫 委員、3番 坂口 茂 委員、19番 岩井 正男 委員、20番 吉川 久和 委員、21番 青木 徹 委員、24番 小森 正人 委員につきましては、予め欠席される旨連絡をいただいています。

本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第6回農業委員会総会を開会します。

議長 これより日程に入ります。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第23番 田中 委員、第25番 井狩 委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、議第21号から議第24号を上程します。

議長 議第21号 所有権の移転に関する件について を議題とします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

「議第21号 農地法第3条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、1件であります。

市三宅●●●●番の畑地191.00㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書9ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の1をご覧ください。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

なお、●●●●氏は、当該農地まで営農拠点より約10km、車で約30分程度を要しますが、畑作栽培への拡大を希望されており、白菜とネギの栽培を計画されています。以上です。

議 長 第19番 岩井 委員は、本日欠席でありますので、代わって事務局より説明させます。

事務局長 ●●●●氏は、現在、水稻栽培のみを行っておられ、かねてより畑作を行ってみたいと考えておられたところ、知人より当該土地の紹介を受け、この度、当該土地を購入するため当申請を行われたものです。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。  
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第21号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第21号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。  
よって議第21号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第22号 農地法第4条第1項の規定による申請について を議題とします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。  
「議第22号 農地法第4条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、1件であります。

三上●●●●番の現況地目宅地 452.00 m<sup>2</sup>の畑地について、住宅用地として転用するものです。なお、当該土地は、昭和 55 年に住宅が建築されていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書 10 ページをご覧ください。

別紙 2 の添付資料の 1 をご覧ください。

当該申請に係る農地法第 4 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 1 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、既に住宅が建設されていたため顛末書をいただいています。以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。  
第 14 番 市木 委員お願いします。

14 番 14 番 市木でございます。申請人は仕事の関係上大津市に居住されていますが、この度、子どもさんが帰ってこられる予定であり、離れの増改築を計画されましたところ、土地が畑のまま転用されていないことが判明しました。つきましては顛末書を添付し、許可申請を申し出ておられます。皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。  
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 それではこれより議第 2 2 号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第 2 2 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。  
よって議第 2 2 号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。

「議第23号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、3件であります。

1件目は、小堤●●●●番の現況地目宅地304.00㎡他2筆、計657.00㎡の農地について、●●●●氏から●●●●氏に、住宅用地に転用するため使用貸借されるものです。なお、当該土地は、相当以前から農舎が建築されていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書11ページをご覧ください。

別紙3の添付資料の1をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、また、資金計画についても借入金によるため、問題はありません。借り人は貸し人の娘に当たり同居のため専用住宅を建築される計画です。

2件目は、富波●●●●番の畑地216.00㎡他1筆、計387.00㎡の農地について、●●●●氏から●●●●氏に、駐車場用地に転用するため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書11ページをご覧ください。

別紙3の添付資料の2をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第2種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、譲受人は、当該土地に隣接する●●●●の役員をされており、同社の敷地が手狭で駐車台数が限られることから、隣接する当該土地を転用して駐車場として整備した上で貸付される計画です。

当該土地の整備に当たっては、擁壁を設置して盛土され、隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水排水は、U型側溝で一カ所に集水して隣接する水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

なお、隣接農地の田への用水については、当該土地を通過して送水されており、機能を維持するため当該土地に塩ビ管を埋設して送水される計画で、隣接農地の所有者及び耕作者にも了解を得ておられます。以上です。

3件目は、永原●●●●番の畑地109.00㎡他2筆、計419.00㎡の畑地について、●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏のそれぞれから野洲市教育委員会教育長西村健氏に、文化財の発掘調査のため使用貸借により一時転用されるものです。位置図は議案書12ページをご覧ください。

別紙3の添付資料の3をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第2種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、借り人は、永原御殿跡の文化財整理を行うに当たり、当該土地を3年間一時借用して埋蔵文化財発掘調査をされる計画です。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。

第15番 飯田 委員お願いします。

国道8号を挟んで集落がありまして、既に宅地化しているところに昔から離れを建てておられたのを壊して、娘さんが帰ってこられるので住宅を建築する計画です。

この地域は高齢化が進んでいるので娘さんが帰ってこられるのは嬉しいことだと思います。田んぼがあるのは集落の周りだけですので、この場所は本当に8号線に密接した場所でありますので可能かなと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、第10番 石塚 委員お願いします。

10番 当該地は●●●●さんに隣接している田畑で、現在の駐車場では狭いため駐車場確保のため当該田畑を購入され、L型擁壁そして周りに排水路を確保すると言うことでやりたいなど。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、第1番 清水 委員お願いします。

1番 1番 岩井でございます。永原御殿の整理をされているところで、今回の文化財の調査ということで市の教育委員会が一時転用されます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第23号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第23号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。

議 長 よって議第23号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第24号 農地転用事業計画変更承認 について を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 「議題24号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だつて議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧下さい。

利用権が設定されたのは、合計1件、1筆、605.00㎡です。所有権が移転されたのは、合計2件、2筆、2,364.00㎡ です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産 案件は2件で2筆です。

課職員 1件目は野洲市小堤●●●●番、台帳地目、現況地目共に畑、面積132㎡、対価は13,200円。利用目的は畑です。農地の所有権を移転する者は、彦根市小野町●●●●番地、●●●●です。所有権移転を受ける者は、野洲市小堤●●●●番地●●●●です。届出理由は、対象の畑で●●さんが小学生を対象とした農業体験を実施するために、●●さんから農地を借りておられました。今後も活動の継続や、畑の耕作する意向があることから両者で売買の話がまとまり、今回の申請に至っております。

2件目は野洲市比留田●●番、台帳地目現況地目共に田、面積2,232㎡、対価は1,100,000円、利用目的は水田です。農地の所有権を移転する者は、野洲市比留田●●●●番地、●●●●です。所有権移転を受ける者は、野洲市堤●●●●番地、●●●●です。届出理由は、対象の農地ですが申請前は別の耕作者が利用権設定を結び、耕作をされていましたが、●●さんが農地を売りたいという意向を持たれたことで、●●さんに売買の打診がありました。利用権設定を結んでいた耕作者も売買には対応できないということで、耕作者了解のもと、●●さんが売買の話を承諾され、利用権設定も解約したうえで申請に至っております。



議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第24号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第24号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数と認めます。

よって議第24号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

議 長 続きまして、日程第4報告案件に入ります。

議 長 報第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。  
事務局の報告を求めます。

事務局長 「報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ご説明を  
いたします。

案件は1件です。

西河原●●●●番の現況地目宅地 162.00 m<sup>2</sup>の畑地について、露天駐車場に転用  
するものです。なお、当該土地は、申請人が平成10年に相続される以前の平成元  
年に駐車場として造成されていたことから、申請に当たって顛末書を提出してい  
ただいています。位置図は議案書13ページをご覧ください。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 続きまして、報第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを報告します。  
事務局の報告を求めます。

事務局長 「報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」ご説明をいたします。

案件は2件です。

1件目は、先ほどご説明しました農地法第4条第1項第8号の転用案件に関連するもので、西河原●●●●番の現況地目宅地18.00㎡の田他1筆、計40.00㎡の農地について、貸し人の●●●●氏が借り人の●●●●氏に、住宅用地として使用貸借し、借り人が一般住宅を建築されるものです。なお、当該土地は、先ほどと同じ理由から申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書13ページをご覧ください。

2件目は、小篠原●●●●番の現況地目雑種地294.00㎡の田について、譲渡人の●●●●氏が譲受人の●●●●氏に、境内地及び駐車場用地として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書9ページをご覧ください。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 続きまして、報第9号 土地利用協議 について を報告します。  
事務局の報告を求めます。

事務局長 「報告第9号 土地利用協議書について」電気事業者の行う送電用の電気工作物の設置に伴う農地転用の取扱い則り協議しましたので報告します。

案件は1件です。

届出地は、南桜●●●●番の田5,725㎡他13筆、計29,638㎡の農地の一部で、内778㎡が鉄塔用地に、5,487㎡が工事用地となります。

本件については、令和2年第10回野洲市農業委員会総会で特別高圧送電鉄塔の建替工事に伴う工事用地として報告したもので、今般、計画期間を令和3年6月30日(令和3年4月30日)まで延長されるものです。なお、工事用地については、期間延長中に使用する面積に精査されています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。  
質疑ございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和3年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時 3分